主

原判決を破棄する。 被告人両名を各禁錮十月に処する。

原審における訴訟費用中証人A1、同A2、同A3に支給した分は被告人B1の負担とし、証人A4、同A5、同A6、同A7、同A8、同A9、同A10、同A1、同A12、同A13、同A14、同A15、同A16に支給した分及び第二回尋問の分として証人A17、同A18、同A19に支給した分は被告人B2の負担とし、子の余の分は被告人両名の負担とし、当審における訴訟費用中証人A20に支給した分は被告人B1の負担とし、証人A14、同A17に支給した分は被告人B2の負担とする。

理 由

被告人B1の弁護人玉井安美並に被告人B2の弁護人寺田熊雄の各控訴趣意は夫々別紙記載の通りである。

弁護人玉井安美の控訴趣意第一点について。 弁護スューススのほのにある。 論旨は原判決は被告人B1が原判示乗合自動車内において原判示蓄電池の存在を知りながらその上にフイルム鑵一縛り(「男の花道」十巻)を横倒しに置いたことの 証拠として検察官作成に係る被告人B1の第一回及び第二回各供述調書を掲げてい るけれども、右各供述(自白)は任意にされたものでない疑があるから、原判決が これを証拠としたのは刑事訴訟法第三百十九条第一項の規定に違背していると謂う のである。しかし被告人B1の検察官に対する第一回(昭和二十六年十一月六日 附)及び第二回(同月十四日附)各供述調書を検討するに、右各供述調書にはいず れも検察官が供述拒否権を告げて取調べたところ被疑者は任意に供述した旨、供述 を録取し読み聞けたところ誤のない旨申立て署名拇印した旨の各記載並に被告人の 署名拇印が存する上、本件記録を精査しても検察官が被告人B1を取調べるに際し 強制、拷問、脅迫又はその他の方法により無理な取調をした形跡はこれを窺うこと ができない。被告人B1は原審公判廷においても警察で大声で調べられたことがあ る旨述べているに止まり、検察官の取調方法が無理であつたことを何等訴えていな い(原審第七回公判調書中被告人B1の供述記載参照)。而して被告人B1の検察官に対する供述の内容中重要部分を進んで検討するに、論旨摘録の如く前記第一回 供述調書には「(前略)大西停留所で運転手席の真後に置いてあつた座布団包を車から下したのでその辺りが空きましたから私はおどろき一家の八巻を邪魔にならな い場所へ置こうと思い運転手後の横の金棒を左手で掴んで右手で縄を持ち運転手席 右後の空いた処へ置きました。其処は荷物が置いてなく床が見えました、その時運 転手席真後の下に黒いバツテリーが置いてあるのに気付きました、そしてその端の 方に新聞を巻いた包がいくつももたせかける様に置いてありました、それは左側一 番前の座席との間であります、私が八巻を置いて姿勢を元へもどすと丁度後の方から左前の方へ男の花道のフルムを「ヨイショ」と云つて横にして出して来たので私はその一方の端を掴んでその人と一緒に之を私は自分で方向を定めてそのままバッ テリーの上へ置きました(後略)」との記載が存するところ、本件乗合自動車の運 転士席真後の床上に黒色の蓄電池が覆いのないままで置かれていたこと、運転士席 背後に積み重ねてあつた乗客A21の持込荷物である座布団十枚の包が大西停留所 で下されたことは本件証拠上明かであり、その他証拠上窺える諸般の情況より判断 すれば当時車内は満員の乗客と多数の持込荷物で混雑していたとはいえ大西停留所 において右座布団十枚の包が下された直後運転士席背後に相当の空隙を生じたため 被告人B1が本件フイルム罐を置き換えるに際し右蓄電池の存在に気付くということがあり得ないことであるとは見られず(右座布団の包が下された直後本件バツテ リーの附近に新聞紙の束があつたとしてもバツテリーの上部全体が蔽い隠されていたものとは本件引火の状況よりして認められない)、バツテリーの存在に気付いた との被告人B1の前記供述が必ずしも不自然不合理であるとはいえない。尚論旨は 検察官において被告人に対し強制的に供述せしめた事実がなかつたとしても被告人 の司法警察員に対する供述は任意性の点につき疑があり従てその後に取調べた検察 官に対する供述も任意にしたものでない疑があると主張するけれども、供述の任意 性の有無は各取調につき夫々別個に検討すべきであり、仮に所論の如く被告人の司 法警察員に対する供述につき任意性を疑う余地があつたとしても、その後になされ た被告人の検察官に対する供述が直ちに任意にされたものでない疑があるとはいえ ない。これを要するに論旨主張の諸点を十分考慮に容れても、本件事故が余りにも 大であつたため被告人が取調官より或程度心理的に圧迫されたことはこれを疑い得 るとはいえ、被告人の検察官に対する供述が所論の如く任意性を欠くものとは未だ

認められない。従て原判決が被告人の検察官に対する第一回及び第二回者供述調書 を証拠に採用したことを以て違法であるとはいえず、諭旨は採用し難い。 同第二点について。

論旨は原判決が被告人B1はバツテリーの存在に気付きながらその上にフイルム罐 を置いたと認定したのは誤認であり且つ右の点につき被告人の自白を補強すべき証 拠がないと謂うのである。しかし被告人B1がバツテリーの存在に気付いていたと の主観的事実についてはその直接の証拠は同被告人の自白だけであつてもバツテリ 一の上にフイルム罐を置いたという客観的事実について自白以外の証拠が存し自白 の真実性が保障せられると認められる以上必ずしも自白の補強証拠を要しないものと解せられるのみならず(最高裁判所昭和二五年一一月二九日大法廷判決参照)、 原判決が証拠として掲げる裁判官の証人A20に対する尋問調書には「私が外へ出 てから五、六分してB1さんにどうして火が出たのだろうかと聞いて見ると、B1 さんはフイルムを置いた下にバツテリーがあつたからそれでスパークして火がつい たのではなかろうかと言つていた」旨の供述記載も存し、その他右尋問調書の他の 供述記載部分及び原判決が証拠として掲げる原審の証人A22、同A21に対する 各尋問調書、検察官作成の実況見分調書(添付の写真を含む)等により認められる 諸般の状況もまたバツテリーの存在を知りながらその上にフイルム罐を置いたとの 被告人B1の自白の真実性を間接的でばあるが裏付け得るものであるから、原判決 に被告人の自白のみによつて有罪の認定をした違法があるとはいえない。而して原 審及び当審において取調べた各証拠を仔細に検討し論旨の主張するところを十分考 慮に容れても原判決が挙示の各証拠(第一事実の証拠説明(四))により被告人B 1が大西停留所停車の際本件蓄電池の存在に気付きながらその上に本件フイルム罐 ー縛<u>り</u>(男の花道十巻)を横倒しにして置いた事実を認定したのは蓋し相当であつ て、原判決に事実誤認の疑は存しない。従て論旨は理由がない。

同第三点について。 論旨は原判決が裁判官の証人A20に対する尋問調書を証拠として採用したのは違 法であると謂うのである。仍て本件記録に徴するに本件第一回公判期日前である昭 和二十六年十一月十八日松山地方裁判所裁判官が刑事訴訟法第二百二十七条基き検 察官の請求によりA20を証人として尋問しているところ、右A20は同月八日及び同月十三日に業務上過失致死傷被疑事件の被疑者として検察官の取調を受けていること所論の通りである。しかし同一事件の共同被疑者として取調べを受けた者で あつてもその者を起訴しないような場合において他の共同被疑者に対する関係にお いて刑事訴訟法第二百二十七条の要件を充たす限り検察官が同条に基き裁判官にそ の者を証人として尋問請求をなすことは許されるものと解すべきであるから(刑事 訴訟法第二百二十七条適用の前提となる同法第二百二十三条第一項にいわゆる被疑 者以外の者とは当該被疑者以外の者を指称し共同被疑者もこれに含まれると解する)、本件の場合裁判官が刑事訴訟法第二百二十七条に基く検察官の請求によりA20を証人として尋問したのは適法であると謂はなければならい(当裁判所昭和二七年六月一四日判決、広島高等裁判所松江支部昭和二六年一〇月二四日判決、大阪 高等裁判所昭和二六年一二月二四日判決、福岡高等裁判所昭和二四年九月二 決各参照)。而して原審は右裁判官の証人A20に対する尋問調書を刑典訴訟法第 三百二十一条第一項第一号後段の規定に基きその証拠能力を認めたものであること は本件記録上これを窺うことができ、原判決が右証人尋問調書を証拠に採用したの は適法であつて、論旨は理由がない。 同第四点について、

議旨は被告人B1に対する原判決の科刑は重きに失すると謂うのである。仍て本件記録を精査して考察するに本件事故は後記認定の如く本件乗合自動車の運転計送に 一方に対する原判決の科刑は重きに失すると謂うのである。仍て本件である。 一方に本件事故は後記認定の如く本件乗合自動車で漫然輸送した過失と被告人B1が右バツテリーの置かれていることに気付きながら不注意に映記には、 一事実の証拠説明(七)において説示するところ参照)その上に設にの如くフィルム罐とが発生して発生しため満員の本件乗合自動にといるのは、 の如くフィルム罐とバツテリーの接触に因る引火のため満員計十二名の期車にして火焔とガスが充満しる引にある。 の間にして火焔とガスが充満して発生のため満くにできない。 にかし当時車内は満員の乗客と多数の持込荷物とで見られていたこと、被告人B1は本件事故により愛児(ニオ)を失い害自動車は出るにと、 国鉄職員の側にも相当責むべき点があること、本件乗合自動車は出たしてと、 国鉄職員の側にも相当責むべき点があること、本件乗合自動車は出るのののののののであったところ不幸にしてその出入口の扉が開かれなかったため意外に 数の死傷兼を出すに至つたことその他諸般の情状を彼此斟酌すれば、被告人B1に対する原判決の科刑(禁錮一年二月)は幾分重きに失すると認められる。従て論旨は理由がある。

被告人B2の弁護人寺田熊雄の控訴趣意第一点について。

論旨は原判決が証拠とし掲げる被告人B2の検察事務官に対する第二回、検察官に 対する第三回及び第四回各供述調書は弁護人においてその供述の任意性を争つたに も拘らず原審が右各供述調書につき供述の任意性の有無を何等調査しないで証拠能 力があるものと認めその証拠調をなしこれを有罪認定の資料としたのは刑事訴訟法第三百二十二条第三百十九条第三百二十五条に違背し違法であると謂うのである。 仍て本件記録に徴するに、原審第四回公判において検察官より証拠調請求のあつた 被告人B2の検察事務官及び検察官に対する各供述調書につき、被告人B2の原審 弁護人はこれを証拠とすることに同意せず、右各供述は暴行脅迫による自白ではな いが被告人B2が調べを受けた当時は同被告人は相当精神状態が興奮していたとこ ろ取調官は犠牲者のことを持出して同被告人に心理的圧迫を加え供述を誘導した疑 が多分にあり且つ各調書の供述内容に矛盾があるから供述の任意性がない旨主張し これに対し検察官は心理的圧迫による供述は任意性を欠く供述に該当しな い旨の意見を述べ、原審裁判所は供述の任意性の有無につき被告人尋問或は証拠調 等をなすことなくして右各供述調書につき証拠調をなす旨の決定をなしその証拠調 をなしたこと所論の通りである(原審第四回公判調書参照)しかし右の如く被告人 の供述調書の任意性が争われた場合供述の任意性の点につき必ず検察官をして立証 せしめるか或は裁判所自ら被告人を尋問し又は職権で証拠調をしなければならない ものではなく、裁判所が適当の方法により調査し(当該供述調書の形式及び供述内 容等も調査の資料となり得る)調査の結果供述の任意性につき心証を得ればこれを 証拠とすることは何等妨げないところであり(最高裁判所昭和二六年(あ)第一 九五号昭和二八年一〇月九日判決参照)、原審が供述の任意性につき被告人尋問又 は特段の証拠調をしなかつたからといつて直ちに任意性の調査をしなかつたものと は断ぜられない(尚任意性調査の事実はこれを公判調書に記載しなければならない ものではない)。従て原審が所論各供述調書の供述の任意性の有無につき特に証拠 調等をしないで該調書を採用しその証拠調をした手続自体が必ずしも違法であると はいえない。

<要旨第一>仍て進んで被告人B2の検察事務官及び検察官に対する前掲各供述調 書の供述が任意性を有するや否やの点に</要旨第一>つき検討するに、原審第七 回公判調書中の被告人B2の供述記載に徴すれば、同被告人は司法警察員及び検察 官の各取調を受けた当時本件事故が余りにも大きかつたため相当興奮して居り且つ 多数の犠牲者に対し気の毒だ或はすまないという気持で一杯だつたこと また多数の犠牲者のことを持ち出して同被告人に対しかなり鋭く追及したことを、 また原審第六回公判調書中証人A23の供述記載によれば、被告人B2が野村地区警察署に拘束されていた間外部の者との面会を許されなかつたことを夫々窺うことができ、所論の如く被告人B2は捜査官より或程度心理的圧迫を受けていに事実は これを否定することができない。また後に説示する如く前記各供述調書の供述内容 中には幾分不自然と見られる部分(中筋停留所停車の際映画フイルム罐を見たとの 点)も存するけれども、検察事務官又は検察官が同被告人に対し取調の際強制、拷 脅迫等を加えた事実又はこれに類する無理な取調をした事実は本件記録上全然 これを窺うことができず、本件の如き多数の死傷者を生じた重大案件において前叙の如き心理状態にある被疑者に対し取調官が多数の犠牲者のことに言及して或程度 追及的取調をしたとしても(かかる取調方法はできるだけ避けるべきであり、かか る取調の下における被疑者の供述の真実性については慎重な検討を要すること云う 、その程度が余りに極端に亘らない限り直ちにかかる取調の下におけ までもない) る被疑者の供述が任意性を有しないものと断定することはできない。論旨の主張し 且つ援用するところを十分考慮に容れて所論各供述調書の形式及び内容を検討し且つ接用するところを十分考慮に容れて所論各供述調書の形式及び内容を検討し且つ本件記録を精査しても被告人B2の検察事務官に対する第二回、検察官に対する第三回及び第四回各供述内容が任意にされたものでない疑があるとは未だ認められ ない。従て原審の訴訟手続及び原判決に所論の如き違法があるとはいえず論旨は採 用し難い。

同第二点について。

論旨は被告人B2に対する原判決(原判示第二の事実)は顕著な事実の誤認があると謂うのである。以下論旨の順序に従つて原判決の事実認定の当否を判断するに、 (一) 「被告人B2は本件乗合自動車が中筋停留所に停車し乗客数名が降車した 際自席左後方に乗客が本件フイルム罐の中一縛りを持込んでいるのに気付いた」と の点について。

仍て本件乗合盲動車が中筋停留所停車の際被告人B2が運転士席より左斜後を振向 いて本件フィルム罐の存在に気が付く状況にあつたか否かを検討するに、原判決が 証拠として掲げる証人A17、同A18の原審公判廷における各証言(原審第二回 及び第三回者公判調書参照)、原審の証人A19(但し第一回)、同A24、A2 5、同A22に対する各尋問調書、検察官作成に係るA14の供述調書並に原審の 検証調書(昭和二十七年七月九日実施の分)を綜合すれば、中筋停留所停車の際本 件フィルム罐ニ縛りが置かれていた車内の正確な位置はもとより判然しないが、大 体運転士席左後の鉄柱の斜左後方附近床上に置かれていたこと並に運転士が自席よう斜左後方を振向いた場合注意して見ればこれを見ることができる位置に本作フイルム罐が置かれていたことを一応肯認することができ、当時車内は満員であつたことができ、当時車内は満員であったことができ、 しても停留所停車の際は乗客の乗降のため出入口附近は乗客の位置が変り降車客を 通すために一時空隙を生ずることもあり、他方乗合自動車等においては運転士が停 車時に振向いて出入口の方を見ることもしばしば吾人の経験するところであり(殊 に満員で客の乗降が混雑する場合において)、中筋停留所において自席より左斜後 向位になつて見た時少し入口に寄つた所に映画フイルム罐があるのを見たとのB2 被告人の供述が絶対にあり得ないことを供述しているものとは断ぜられない。しかし被告人B2がフィルム罐を見たとり点については同被告人の右検察事務官及び検察官に対する供述以外にこれを認めるに足る直接の証拠はなく、当事車内は超満員 であつて本件フイルム鑵の岡田には乗客多数が種々の姿勢で立つて居り且つ他の持 込荷物も相当数その附近に置かれまたに乗客がこれを携帯していたこと本件証拠上 明かであり、原審が取調べた各証拠を検討し当審において検証並に証人尋問(当審 の証人A14、同A17に対する各尋問調書参照)をした結果に徴すれば、果して 実際被告人B2がフイルム罐の存在に気付いたか否かは相当疑わしいと謂わなければならない。換言すれば同被告人の前掲供述は真実性において多分の疑があること を否定できない。従て本件においては「被告人B2が中筋停留所停車の際乗客がフ ィルム罐を持込んでいるのに気付いた」という事実を認定するには未だ証拠が不十 分であり、結局原判決認知事実中右の部分は事実誤認たるを免れない。

(二) 「被告人B2が午前六時野村町駅を卯之町駅に向つて発車するに当り自席 背後床上に蓄電池が覆いのないまま積込まれていることを認めた」との点につい で

論旨は被告人B2は野村町駅発車の際本件バツテリーが自席背後床上に積込まれているのを認識していないと主張するけれども、右事実につき原判決が挙示する証拠(第一事実の証拠説明(三)に掲げられた各証拠が第二事実の証拠説明(一)において引用されている)殊に昭和二十六年十一月八日附検察官作成に係る被告人B2の供述調書(第一回)に徴し十分右事実を認めることができ(論旨は原判決は何故かこの調書を証拠に掲げていないと述べているけれども、右は弁護人の誤解と思われる)、野村町駅発車当時まだ外界が暗かつたことその他論旨主張の諸点を考慮に容れて本作各証拠を検討しても原判決の右認定が誤認であるとは認められない。

(三) 「被告人B2は蓄電池の端子に他の金属が触れれば電気的発熱を生ずること知つていた」との点について。

原判決が第二事実の証拠説明(四)において説示する如く被告人B2が蓄電池につきその危険性を知悉して居り少くとも右の如き程度の知識を有していたことは原判 決の掲げる各証拠殊に検察官作成に係る被告人B2の昭和二十六年十一月八日附供 述調書に徴し明かであり、同被告人は本件事故迄約四年間乗合自動車の運転士をし て居り而も運転士となる以前は技工をしていたこと(記録第九四五丁、被告人B2の履歴カード写参照)より観ても、同被告人の蓄電池についての知識に関する原判決の右認定が誤認であるとは到底認められない。尚論旨は原判決が被告人B2は蓄 電池の端子に他の金属を触れれば電気的発熱を生ずることを知つていたことから直 ちにフイルム罐を見たならばこれを蓄電池に近接させないよう適当な処置を講ずる 注意義務があると認定したことを論難しているけれども、当裁判所としては前説示 の如く被告人B2がフイルム罐の存在に気付いた事実は証拠上これを認め難いか ら、右論旨についての判断を省略する。

「被告人B2は大西停留所に停車した際覆いのない蓄電池の置いてある自 席背後へ手廻品の置き換えられている気配を感じた」との点について。 右事実につき原判決の掲げる各証拠(第二事実の証拠説明(二))を綜合して判断 すれば、被告人B2が大西停留所停車の際覆いのない蓄電池の置いてある自席背後 ヘフイルム罐が置き換えられていることはこれを知らなかつたとしても少くとも乗 客が何か手廻品を置き換えている気配を感じた事実は必ずしもこれを肯認し得ない ことはないけれども、原判決は被告人B2が中筋停留所停車の際乗客がフイルム罐 -縛りを持込んでいるのに気付いたことを前提として右置き換えの気配を感じたこ とを認定しその状況の下における注意義務を判示しているものであるところ、当裁 判所としては前叙の如く被告人B2が中筋停留所においてフイルム罐の存在に気付 いた事実は証拠上これを肯認し難く、後記の如く原判決と一部分異る事実認定をな すから、この点についての詳細な判断を省略する。

「被告人B2は乗務中の車掌A26がフイルム所持者に対し火災防止に関 (五) する格別の注意を与えるのを聞いていなかつた」との点について。 原判決の右認定部分も被告人B2が車内にフイルム所持者が居ることを知つていた

ことを前提とするものであるところ、当裁判所は同被告人がフイルム罐の存在に気 付いていた事実はこれを認定しないから、右の点についての判断を省略する。これ を要するに被告人B2に関する原判決認定事実(原判示第二事実)中同被告人が中 筋停留所に停車し乗客数名が降車した際自席左後方に乗客が本件フイルム罐の中一 縛りを持込んでいるのに気付いたとの部分並に右事実を前提として業務上の注意義 務を認定している部分は認定を誤つて居り、事実誤認を主張なる本論旨中右の点に 関する部分は理由があると謂はなければならない。

而して右認定部分は被告人B2に関する原判決認定事実中相当重要な部分を成して いるから、右事実誤認は判決に影響を及ぼすものであり、原判決中被告人B2に関 する部分はこの点において破棄を免れない。仍て被告人B1に関しては刑事訴訟法 第三百八十一条第三百九十七条第一項により原判決中同被告人に関する部分を破棄 し、被告人B2に関しては控訴趣意中爾余の論旨(業務上注意義務、過失責任に関するもの及び量刑不当等)に対する判断を省略し、同法第三百八十二条第三百九十 七条第一項により原判決中同被告人に関する部分を破棄し、同法第四百条但書の規 定に従い当裁判所において自判することとする。 被告人B1の罪となるべき事実及びこれを認める証拠は原判決の示す通りである

(原判決添付死亡者一覧表及び負傷者一覧表を含む)。

(被告人B2の罪となるべき事実) 被告人B2は昭和二十二年九月五日国鉄の自動車運転士となり同年十二月よりC自 動車営業所D派出所に勤務し国鉄乗合自動車運転により乗客輸送の業務に従事して いたものてあるところ、昭和二十六年十一月二日の夜愛媛県東宇和郡野村町駅で同 僚の運転士A4より同人が乗務する乘合自動車に備付の自動車用十二ボルト蓄電池 -個(証第一号)の性能が減退し始動が困難となつたためこれを充電の目的で明朝 C自動車営業所まで輸送せられたい旨の依頼を受けるやこれを承諾し、翌十一月三 日愛媛〇△〇××号いすず二型乗合自動車に運転士として乗車し午前六時野村町駅 を卯之町駅に向つて発車するに先立ち自席背後床上に前記蓄電池(十一ボルト以上 の電圧があつた)が覆いのないまま積込まれていることを認めたが、同被告人は蓄 電池はその端子(クーミナル)に金属が触れれば短絡(ショート)を生じ電気的発 熱を生ずることを知つて居り且つ当時C自動車営業所長より事故警報等により蓄電 池は木箱等で覆いを設け危険のない様にして輸送しなく要旨第二>ければならない 旨を示達されていたのであるから、かかる場合乗客輸送の任に当る乗合自動車乗務 員としては</要旨第二>車内の安全のため右蓄電池につき端子が外部に露出せぬ よう覆いをする等の危険防止措置を車掌をしてなさしめるか又は自らなすか或はか かる覆いのない蓄電池の輸送を拒否するか等何等かの措置を採るべきであつたに拘 らずこれを怠り、また若し右蓄電池を覆いのないまま輸送するとせば乗客が持込荷 物等を接触させる虞れのない安全な箇所にこれを置いておくべきであるに拘らずその場所についても考慮を払うことを怠り(当日は文化の日であり且つ附近町村が秋祭のため朝から車内が混雑することは予想されていた)、運転士席背後の乗客が持 込荷物を置く可能性の多い場所(前記乗合自動車の座席は所謂ロマンスシートであ る)に前記覆いのない蓄電池を置いたまま野村町駅を発車した。而して右乗合自動 車は卯之町駅に至り同駅より折返して野村町駅に帰り、同駅よりは多数の乗客が乗 車し(前記自動車の乗車定員は四十二名のところ乗客は約六十名に達す)且つ大小 多数の手廻品が積み込まれたため所謂身動きも困難な状態となつて午前八時五分大 洲町に向つて同駅を発車し、中筋、畑ケ谷等の停留所を経て同県同郡 a 村大西停留 所に停車した際運転士席背後に積み重ねてあつた乗客 A 2 1 の持込荷物である座蒲 団十枚の包が取り降されたため、野村町駅より映写助手A20と共に映画フイルム 罐二縛りを携帯して乗車していた相被告人B1が右フイルム罐一縛り(おどろきー 家八巻)を運転士席右後に置き換え更に前記覆いのない蓄電池の上に他のフイルム 罐一縛り(東宝映画「男の花道」十巻一巻宛ブリキ罐に入れ無包装のままこれをま とめて荒縄で縛つたもの)を横倒しにして置いた結果同日午前八時二十五分頃同自動車が前記大西停留所から百数十米進行し同村大字b字cd号のe番地に差しかか つた際右蓄電池に接触していた右フイルム罐に短絡を生じその赤熱化と電気火花の 発生により右罐内のフイルムに引火し瞬時にしてフイルムを燃焼して火焔とガスを 同車内に充満させ同自動車の車体その他に延焼してこれを全焼させ因て乗客A27 外二十九名(原判決添付第一表一乃至三十記載の通り)を同車内で即時焼死させ アニール石(原刊次派内第一表一万主三十記載の通り)を同事内で即時焼死させ、 更にその後数日中にf町E病院において車掌A26、乗客A28及びA29を全身 火傷により死亡するに至らしめると共にA30外十一名(原判決添付別表第二表一 乃至十二記載の通り)に対し全治迄約一週間乃至四ケ月間位を要する顔面その他の 火傷を夫々負わしめるに至つたものである。右事故は相被告人B1が不注意にも蓄 電池の置いてあることを知りながらその上にフィルム罐を載せた過失に因るも必要 あると共に、被告人B2が前記の如く乗合自動車乗務員として業務上尽すべき必要 な注意を怠り漫然運転士席背後に覆いのない蓄電池を置いたまま乗客を輸送した過 失に基因するものであり、加之穫いのない蓄電池を前記の如き箇所に置いてある以上同被告人は運転という重大な職責があるとはいえ少くとも停車時等においては乗客が右蓄電池に危険物を接近させない様車掌をして注意せしめるか又は車掌が右注意をなすことを怠つているときは車内の状況に応じて自ら乗客に注意を促し以て車 内の危険防止に努むべきであるに拘らず卯之町駅より折返して野村町駅において車 内が超満員となつた以後においても右の点につき何等の注意を払はなかつたため前 記の如く乗客である相被告入B1をして危険物である映画フイルム罐を前記蓄電池 の上に置かせることとなり惹いて多数の死傷者を生ぜしめるに至つたものである。 右事実は

- 被告人B2の検察官に対する昭和二十六年十一月八日附供述調書 被告人B2の検察事務官に対する第二回供述調書
- 被告人B2の検察官に対する第三回供述調書
- 四、 被告人B2の履歴カード写(記録第九四五丁)
- 原審第三回公判調書中証人A4の供述記載 五、
- 六、 原審第二回公判調書中証人A31の供述記載
- 七、 原審の証人A32、同A33に対する各尋問調書
- 八、 原審第三回公判調書中証人A5の供述記載
- C自動車営業所長作成に係る「フイルム及びバツテリーの輸送につき乘務員 九、 に達示した事項」と題する報告書

(記録第五九四丁)

- 火災事故警報 (証第五号)
- 原審第五回公判調書中証人A9の供述記載の一部
- +, +-, +=, 原審の証人A21、同A22に対する各尋問調書
- 相被告人B1の検察官に対する第一回(昭和二十六年十一月六日附)及び 第二回各供述調書
- 十四、 裁判官の証人A20に対する尋問調書
- 十五、 原審の証人A19(但し第一回尋問の分)、同A24、A25に対する各 尋問調書
- 十六、 検察官作成の実況見分調書(添付写真を含む)
- 原審の検証調書(但し昭和二十七年三月十日実施の分) 十七、
- 十八、 鑑定人警察技官E、同F、同G共同作成に係る鑑定書

十九、 原審の鑑定人Eに対する尋問調書及び同鑑定人作成の鑑定書 押収に係る十二ボルト蓄電池一個(証第一号)及び映画フィルム罐三十六 個(証第二号の一、 二)の各存在 医師H作成のA27外二十九名(原判決添付死亡者一覧表一乃至三十) に対する各死体検案書(三十通) 医師I作成のA26に対する死亡診断書 医師J作成のA28、A29に対する各死亡診断書 二十四、 医師 J 作成の A 3 O 外十一名(原判決添付負傷者一覧表一乃至十二)に対する各診断書(十二通)を綜合してこれを認める。 尚被告人 B 2 が右判示の如く業務上必要な注意を怠た点につき附言するに、凡そ乗 合自動車の運転士は自動車の運転を主たる職務として居り運転の安全、確実、迅速 に先ずその注意を傾注すべきであるとはいえ、乗合自動車は多数の貴重な人命を乗 せてこれを輸送するものであるから乗客の安全輸送に影響することについては運転 行為以外の点についても自動車乗務員としての健全な良識に従い危険防止のため万 全の注意をなす義務があるものと謂わなければならない。もとより車内の安全殊に乗客及び荷物に関することは車掌が第一次的の責任者であろうけれども、車掌一人ではその職務を処理し切れない場合、車掌がその任務を怠つている場合等において はその具体的状況に応じ運転の安全に支障を来さぬ限度において運転士が車掌と協 力し又は車掌を補佐し或は車掌に代つて車内の危険防止につき臨機適当の措置を採 らなければならないものと考える。運転士は専ら自動車の運転行為のみに専念し乗 客及び荷物その他車内の安全につき全然注意を払う必要がないとの弁護人所論及び これと符節を合する国鉄職員の各証言は当裁判所の到底首肯し難いところである (乗合自動車は通常その乗務員は運転士と車掌各一名のみであり、運転士席も乗客 の乗つている所と完全には遮断されて居らず、汽車の機関士或は国鉄電車の運転士 等と同一に論ずることはできない)。四国地方自動車事務所長達甲第二七号、自動車営業所従事員職制及び服務規程(証第六号)第一条が自動車営業所従事員の職名 と職種とを分け自動車運転士の職務として「自動車の運転注油及び手当」、自動車 車掌の職務として「旅客の取扱及び荷物の受託輸送並に引渡」を夫々規定している では、運転士及び車掌の一応の職務分担を定めたに過ぎず、運転士もまた自動車乗 務員として乗客の安全輸送のため運転行為以外の点についても細心の注意をなす業 務上の義務があること原判決も説示する通りである(昭和二十三年五月七日運輸省 令第十一号自動車運送事業運輸規程第二条参照)。今本件の場合につき考察するに 被告人B2は国鉄乗合自動車の運転士であり自動車の運転を主たる職務としている 者であること云う迄もないけれども、判示の如く同僚のK運転士より蓄電池の輸送 を依頼せられてこれを承諾し昭和二十六年十一月三日早朝野村町駅発車に先立ち自 己の運転する乗合自動車の自席背後床上に蓄電池が覆いのないまま積込まれている のを認めたのであるから前記挙示の証拠 (殊に一、四及び八乃至十) により認め得られる如く蓄電池が危険物であることを知つていた同被告人としては危険防止のため判示の如き何等かの措置を採るべきであつたことは乗合自動車の乗務員として当 然の義務であり、これを怠り漫然そのまま自動車を運行せしめ、而も車内が超満員 となつた以後においても危険防止につき何等の措置を採つていない以上、被告人B 2は業務上必要な注意を怠つたものと断じなければならない。弁護人は被告人B2は本件蓄電池を車掌に引継いだものであり一旦車掌に引継いだ以上は車掌の責任で あつて運転士たる同被告人は運転のみに専念して居れば可なりと主張しているけれ ども、仮に被告人B2が本件蓄電池を何等かの形で車掌に引継いだとしても(当該 車掌が本件事故に因り死亡しているため果して右引継が行われたか否かは本件証拠 上幾分疑わしい)、同被告人としては車掌が危険防止の措置を採つたか否かを確め るべきであり、若し車掌が何等の措置も講じなければ自ら何等かの措置を採るか又 は車掌に対し何等かの措置を採る様注意を促す義務があるものと謂わなければなら ない。然るに本件の場合車掌は本件蓄電池につき何等の危険防止措置を採つていな と明かであり、本件蓄電池を覆いのないままで輸送した以上被告人B2は業務 上必要な注意を尽したものとはいえない。これを要するに本件は乗合自動車の運転 士が同僚より蓄電池の輸送を依頼せられこれを引受けて輸送した特殊な場合であつ て、その過失の有無を判定するに際しては運転士本来の注意義務のみを以てこれを 論ずることはできず、乗客の安全輸送を職責とする乗合自動車乗務員としての注意 義務の観点より事を判断しなければならない。 尚弁護人は覆いのないバツテリーを車内に積込ましめたことに被告人B2に責むべ

き点があるとしても右は本件事故との間に相当因果関係がないと主張する。しかし

乗合自動車においては乗客が如何なる危険物を持込むかも予測できず、本件の場合の如く蓄電池を覆いのないまま車内判示の如き箇所に放置した場合乗客が不注意に金属製の物を蓄電池に接触させる虞れがあることはいう迄もなく、このことは注意すれば認識し得るところであつて、相被告人B1が映画フイルム罐を本件蓄電池の上に載せたため本件事故が発生した以上被告人B2の判示過失と本件事故との間に刑法上因果関係がないとはいえない。

尚本件起訴状に記載された公訴事実第二には当裁判所の認定する被告人B2の業務上過失を具体的に記載していないけれども、当裁判所の認定する事実は本件訴因中に当然包含されているものと解する(検察官の冒頭陳述参照)。

仍て法律に照すと被告人B1の原判示第一の所為及び被告人B2の判示所為はいずれも刑法第二百十一条前段に該当するところ、右は一個の行為にして数個の罪名に触れる場合であるから同法第五十四条第一項前段第十条により夫々A27に対する業務上過失致死罪の刑に従い所定刑中各禁錮刑を選択し、その刑期範囲内で諸般の情状を慎重に考慮した上被告人両名を各禁錮十月に処し、刑事訴訟法第百八十一条第一項本文により被告人両名をして原審及び当審における訴訟費用を主文掲記の如く夫々負担させることとする。 仍て主文の通り判決する。

(裁判長判事 坂木徹章 判事 塩田宇三郎 判事 浮田茂男)